

I人I台端末導入に関するQ&A

令和7年9月現在

Q1. 家庭で用意した端末を利用するメリットは

個人の興味・関心に基づいた学びを、自由度高く行うことが出来るようになります。また、個人端末の活用を通じて、情報の収集・整理・発信といった、将来に必要な情報活用能力を養うことが出来ます。

Q2. 購入する際の価格はどれくらいになりますか

購入価格については、学校が指定する端末・仕様、物価高騰の影響や端末のモデルチェンジなどにより変化するため、現時点で正確にお示しすることは困難です。決定し次第各校ホームページなどでお知らせします。

(参考：端末価格6万円程度に、各自が選択したオプション分(ペンなどの付属品や3年間の保証等)を加えたものとなる予定です。)

Q3. 準備が難しい場合はどうすればよいですか

やむを得ず準備が難しい場合は、一定の条件の下、貸出用の端末を使用することが可能です。詳しい説明は、合格発表後に行う入学者説明会で行う予定です。詳細は、入学する学校等へご相談ください。

Q4. すでに個人で所有している端末を、高校で使用することは可能ですか

学校の授業に支障なく使用できることや、ネットワークに接続するための条件を満たした端末については、持ち込みが認められる場合があります。学校ごとに条件等があるため、希望する場合はご相談ください。

Q5. 通信料はだれが負担するのですか

学校内で利用する場合は、学校のWi-Fiを利用することが出来ます。ご家庭で使用する際の通信料については、各家庭にご負担いただくことになります。なお、学校のWi-Fiを利用する場合には、接続のための手続きが必要です。

Q6. どのような端末を使用するのですか

現在、県立高校では、iPadやChromebookなど、学校の実情に応じて端末を選択し活用しています。入学後に各校で使用する端末(Chromebook、iPad、Windows端末等)については、今後、県教育委員会や各校のホームページ等で随時お知らせする予定です。※本校ではiPadを選択する予定です。

Q7. タブレットの代わりにスマートフォンを使用してもよいですか

デジタル教材や教科書等の見やすさ、レポートの作成や編集、シンキングツールやデザインツールの活用、他者との意見共有等の学習にはある程度の画面の大きさが必要なことから、学習活動にスマートフォンを利用することは適さないと考えています。また、校内のWi-Fiには、私物のスマートフォンの接続はできません。

問合せ先

本資料に関することについて

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 TEL:022-211-3612 e-mail:kyoikupi@pref.miyagi.lg.jp

本校で使用する端末について

宮城県本吉響高等学校 TEL:0226-42-2627